

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中
(事務局: 気候変動対策認証センター)

平成25年7月29日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
東温市学校給食センター-BDF利用プロジェクト			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	東温市(トウオンシ)		
住所	〒791-0292 愛媛県東温市見奈良530番地1		
代表者氏名	高須賀 功	代表者役職	東温市長
担当者氏名	森 賢治	担当者 所属部署・役職	市民福祉部 市民環境課 新エネ推進室 室長
担当者 E-mail	m-kenji@city.toon.ehime.jp	担当者電話番号	089-964-4415
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	東温市学校給食センター(トウオンシガッコウキュウシヨクセンター)		
プロジェクト参加者名	株式会社ダイキアックス(カブシキガイシャダイキアックス)		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	東温市(トウオンシ)		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	SGSジャパン株式会社		
検証機関名	SGSジャパン株式会社		

プロジェクト情報																								
プロジェクト登録番号 (4 ケタ)	0070																							
プロジェクト登録日	2011 年 1 月 19 日																							
プロジェクト概要 ¹	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】</p> <p>本プロジェクトは、東温市バイオマスエネルギー利活用プロジェクトの一環として展開し、カーボンニュートラル燃料による化石燃料の代替を目的としている。</p> <p>東温市学校給食センター(施設能力:4,000 食/日)は、平成 19 年 4 月から稼働している。市では、公共施設・市民回収を推進するとともに、回収した廃食用油を原料とするバイオディーゼル燃料を株式会社ダイキアックスD・Oil松山事業所で精製し、東温市学校給食センターのボイラー燃料として使用する「エネルギーの地産地消」の実証試験の位置づけで、バイオマスエネルギーによる CO2 削減に取り組んできた。今回、オフセット・クレジット(J-VER)制度を利用することで、将来に渡ってのバイオディーゼル燃料利用を確立させる。</p> <p>【適格性基準との整合性】</p> <p>本プロジェクトは、適格性基準を満たしている。</p> <p>【法令遵守状況】</p> <p>関連する許認可及び関連法令等については、対応済みである。</p> <p>【採用技術】</p> <p>県内で回収された廃食用油を、ダイキアックスD・Oil松山事業所において、アルカリ触媒法(乾式方式)のメタノールを用いたエステル交換方式により製造したD・Oil(B100)を東温市学校給食センターのボイラー燃料として使用する。</p>																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>メーカー名</th> <th>型番</th> <th>動力の種類</th> <th>導入年月</th> <th>法定耐用年数</th> <th>能力等</th> <th>用途等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バイオディーゼル燃料プラント</td> <td>株式会社ダイキアックス</td> <td>D・Oil 7000A 型</td> <td>電力・B D F (B100)</td> <td>H14.5</td> <td>15 年</td> <td>7,000L / 8h</td> <td>廃食用油から D・Oil (B100)を製造</td> </tr> <tr> <td>小型貫流蒸気ボイラー</td> <td>三浦工業株式会社</td> <td>AI-1500ZH</td> <td>電力・B D F (B100)</td> <td>H19.3</td> <td>15 年</td> <td>最大消費電力 8.7 kW</td> <td>学校給食の調理用・3台</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	メーカー名	型番	動力の種類	導入年月	法定耐用年数	能力等	用途等	バイオディーゼル燃料プラント	株式会社ダイキアックス	D・Oil 7000A 型	電力・B D F (B100)	H14.5	15 年	7,000L / 8h	廃食用油から D・Oil (B100)を製造	小型貫流蒸気ボイラー	三浦工業株式会社	AI-1500ZH	電力・B D F (B100)	H19.3	15 年	最大消費電力 8.7 kW
機器名称	メーカー名	型番	動力の種類	導入年月	法定耐用年数	能力等	用途等																	
バイオディーゼル燃料プラント	株式会社ダイキアックス	D・Oil 7000A 型	電力・B D F (B100)	H14.5	15 年	7,000L / 8h	廃食用油から D・Oil (B100)を製造																	
小型貫流蒸気ボイラー	三浦工業株式会社	AI-1500ZH	電力・B D F (B100)	H19.3	15 年	最大消費電力 8.7 kW	学校給食の調理用・3台																	

¹ プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関する内容を 3 ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

	<p>【モニタリング方法】</p> <p>モニタリング計画に基づき実施する。メタノール量は流量計、車両に使用する軽油等は、計量・購買伝票による。供給するBDFは、給油ローリーの計量器による。精製に使用する電力は、購買量から算出。ボイラーの電力使用量は、年間使用量(kWh)とボイラー稼動日数から、ボイラー運転にかかる電気量を機器の電気容量から計算して算出する。</p> <p>【GHG 算定式の方法論への準拠性】</p> <p>本プロジェクトは、GHG 算定式の方法論に準拠している。</p> <p>【モニタリング体制】</p> <p>代表事業者の東温市(市民環境課 新エネ推進室長)が、排出・削減量算定責任者(確認者兼務)を担当する。廃食用油の回収・運搬(車両燃料使用量・保守管理)については、市民環境課環境対策係長が担当する。D・OIL の品質確認(契約時年1回)と受け入れは、学校給食センター所長が担当する。ボイラーの保守点検(年3回)は、メーカーの三浦工業株式会社に委託し、その点検結果報告を学校給食センター所長が確認する。</p> <p>また、プロジェクト参加者の株式会社ダイキアクシス D・OIL 営業部部長、D・OIL 松山事業所所長が廃食用油の受け入れ・精製・性状分析(年1回実施)・運搬を担当する。なお、内部監査(年1回以上)は、市民環境課課長が実施する。</p> <p>【QA / QC 体制】</p> <p>教育・訓練、情報の保管、データの確認、測定機器の維持・管理体制、内部監査について定めている。</p> <p>(1) 教育・訓練</p> <p>プロジェクト計画の概要、モニタリングに関する体制と役割分担、その他関連事項に関する説明を初期段階で行う。また、モニタリング方法、結果の記録と報告、計測機器の精度管理等のモニタリングに関する教育研修を実施し、必要なスキルと知識を確保する。</p> <p>(2) 情報の保管</p> <p>モニタリング記録、算定記録、モニタリング報告書、計測機器の校正記録等の記録およびデータを、クレジット期間完了後5年間保管する。</p> <p>(3) データの確認</p> <p>各種モニタリング記録を年1回の内部監査によって確認し、データの正確性を確認する。また、算定結果データを毎月記録する際に、経年データとの比較、別方法による算定結果、他の担当者によるダブルチェック等により、算定結果データの正確性を確認する。</p>
--	--

		<p>(4) 測定機器の維持・管理 計測機器ごとに「モニタリングプラン」に定めた頻度において、計測機器の校正（計測機器の指示値の正しさ確認と、調整）を行う。</p> <p>(5) 内部監査 年1回以上の内部監査を実施し、「プロジェクト計画書」および「モニタリングプラン」通りに実施されていることを確認し、その結果を記録として保管する。</p> <p>(その他特筆すべき事項) 特になし</p>					
モニタリング結果概要 ²		<p><input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。</p> <p>(その他特筆すべき事項) 特になし</p>					
適用モニタリング方法 ガイドライン		<p>オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (排出削減プロジェクト用) ver.4.1</p>					
適用方法論		方法論番号	E004 ver. 7.2				
		方法論名称	廃食用油由来のバイオディーゼル燃料の車両等での利用				
モニタリング結果							
モニタリング期間		2012年4月1日～2013年3月31日					
<方法論R001・R002・R003のみ>							
モニタリング対象面積							
排出削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO ₂					292	292
認証依頼削減・吸収量		292 t-CO ₂ ³					

² モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

³ 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	<p>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</p> <p>事業者名: <u>プロジェクト代表事業者 東温市</u></p>
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、 に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【 類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p>以下の類似制度(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を含む)に申請しています</p> <p>類似制度名: _____</p> <p>当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p>当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p>当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p>理由: _____</p> <p>【 第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p>森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>

【 自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

- 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

- ホームページ

ホームページ URL: http://www.city.toon.ehime.jp/

- 出版物（環境報告書/定期刊行物） 東温市広報

その他 具体的に: _____

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【 公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

公的な報告・公表制度には参加していません。

- 以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

- 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定

義務対象者(市町村)である。

その他

具体的に: _____

- 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他社に譲渡していないもの）は除きます。

ダブルカウント防止措置責任者 (プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要)			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以 上